

第41回臨時会

伊方町議会会議録

平成28年 5月10日開会

伊方町議会

第 4 1 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	平成 2 8 年 5 月 1 0 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	5 月 1 0 日 1 0 時 0 0 分宣告
応招議員	1 番 竹内 一則 2 番 廣瀬 秀晴 3 番 清家慎太郎 4 番 福島 大朝 5 番 菊池 隼人 6 番 山本 吉昭 7 番 小泉 和也 8 番 中村 敏彦 9 番 吉川 保吉 10 番 阿部 吉馬 12 番 菊池 孝平 13 番 中村 明和 14 番 高岸 助利 15 番 篠川 長治 16 番 吉谷 友一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	11 番 小林 絹久
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 空 白 町長職務代理者 森口 又 兵 衛 教 育 長 河 野 達 司 監 査 委 員 阿 部 一 寿 総 務 課 長 門 田 光 和 総 合 政 策 課 長 坂 本 明 仁 町 民 課 長 中 田 克 也 保 健 福 祉 課 長 橋 本 泰 彦 産 業 建 設 課 長 寺 谷 哲 也 産 業 建 設 課 付 課 長 兵 頭 達 也 瀬 戸 支 所 長 井 上 利 彦 三 崎 支 所 長 大 田 甚 好 上 下 水 道 課 長 小 野 瀬 博 幸 会 計 管 理 者 黒 田 徳 太 加 教 育 委 員 会 事 務 局 長 大 野 金 能 中 央 公 民 館 長 大 森 貴 浩 (山下 和彦 町長 欠席)
町長提出議案の項目	議案第 51 号 町長の専決処分事項報告について (行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第 52 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) 議案第 53 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) 議案第 54 号 町道路線の認定について 議案第 55 号 伊方町教育委員会の任命について

議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	4 番 福島 大朝 議員	5 番 菊池 隼人 議員

伊方町議会第41回臨時会議事日程

平成28年5月10日(火)
午前10時00分 開 議

1 開 会 宣 告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 町長の専決処分事項報告について
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
する条例制定) (議案第51号)

〃 第 4 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) (議案第52号)

〃 第 5 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) (議案第53号)

〃 第 6 町道路線の認定について (議案第54号)

〃 第 7 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第55号)

1 閉 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） 皆さんおはようございます。これより、伊方町議会第41回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は、15名であります。欠席議員は、1名であります。定足数に達しております。よって本会議は成立いたしました。なお、小林議員は体調不良のため欠席の旨の届け出がありました。会議に先立ち、今般の平成28年熊本地震により、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするため、黙祷を捧げたいと思います。

○事務局長 ご起立願います。黙祷。（約30秒）お直り下さい。ご着席願います。

町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 皆さんおはようございます。伊方町議会第41回臨時会の開会に望みまして、山下町長が本日欠席させていただいておりますことをまずもってご報告をさせていただき、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方にはご多忙の中ご出席をいただきまして、提案申し上げます案件につきご審議いただきますことに対しまして深く感謝を申し上げます。また、日頃から町政の推進に格別のご指導またご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。まず、このたびの熊本地震の被災地の皆様に心からお見舞い申し上げ早期の復旧復興を心からお祈り申し上げます。町といたしましては、愛媛県をはじめ関係機関との連携を図りながら、議会のご理解を得て、必要な支援に取り組んで参る所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、先月から検査入院されております、山下町長であ

りますが、昨日町長にお会いしたところ、近くこれまでの検査結果について主治医の説明を受けることになっており、その際に今後の治療方針等が示されるとのことであり、まだ退院の見通しは立っていないとのことで、本日欠席とさせていただいておりますので、ご了承頂きたいと存じます。またご本人のお考えとして、入院時の食事制限やベット上で安静の状態が続いていることなどから、体力の低下は否めず引き続き入院治療が必要と見ており、職務復帰までには、時間がかかるのではないかと申されておりました。以上、昨日の状況についてのご報告とさせていただきますが、町長の容体は落ち着いており、意識ははっきりされておりますので、町政運営にあたりましては、必要に応じ絶えず町長と連絡を取りながら、指示をいただいて進めて参る所存でありますので、なにとぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、本日の臨時会でございますが、町長の専決処分事項報告3件、町道の路線認定1件、教育委員の人事案件1件について、ご審議をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、ご審議を頂きご決定賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めて参ります。これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則

第 127 条の規定により、議長において、4 番 福島大朝議員、5 番 菊池隼人議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、1 日間と決定いたしました。

報告第 5 1 号

○議長（吉谷友一） 日程第 3「町長の専決処分事報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定）議案第 51 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第 51 号 町長の専決処分事項報告について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について、報告いたします。この条例については、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があり、平成 28 年 3 月 31 日付で専決したものでございます。専決内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。附則、第 2 項、固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置について、改正前は平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出としていたものを地方税法第 411 条第 2 項の規定による公示、これは、

当該年度分の価格等を決定した場合の公示です。若しくは第 419 条第 3 項の規定による公示、これは、県知事から価格の修正の指示があった場合の公示です。又は第 417 条第 1 項の通知、これは、固定資産の価格等を修正した場合の納税義務者への通知があった場合について適用することに改め、より具体的な表現の条文としたものです。なお、附則において、この条例については平成 28 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 51 号「町長の専決処分事項報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 5 2 号

○議長（吉谷友一） 日程第 4「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第 52 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 議案第 52 号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報告いたします。本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一

部を改正する必要があるため、同日、専決処分をしたものでございます。改正の主なものは、法人町民税の法人税割の税率引き下げに伴う規定の整備、平成29年4月1日に廃止される自動車取得税に代わり、新たに、軽自動車税に環境性能割が創設されることに伴う規定の整備、軽自動車税のグリーン化特例の1年延期に伴う規定の整備と名称変更、固定資産税等の特例措置の見直し等に係る規定の整備であります。改正内容は、新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料・新旧対照表の1頁をお開き願います。第1条による、伊方町税条例の改正内容でございます。第18条の3の改正は、自動車取得税の廃止による環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う所要の規定の整備でございます。次に、2頁にかけての第19条の改正は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関するもので、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。次に、第34条の4の改正は、法人町民税の法人税割の税率を法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、100分の9.7から100分の6.0に引き下げるものでございます。次に2頁の第43条、4頁の第48条、6頁の第50条の改正は、第19条の改正と同様に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う、規定の整備でございます。次に、8頁の第56条、9頁の第59条の改正は、独立行政法人の見直しに伴う、規定の整備でございます。次に、9頁の第80条、10頁の第81条、11頁の第81条の2から12頁の第81条の8の改正は、軽自動車税に環境性能割が創設され、種別割に名称変更されることに伴う規定の整備でございます。11頁の81条の4では、環境性能割の税率について規定しており、現行の自動車取得税の軽自動車税の税率は、原則100分の2であります

が、改正後の環境性能割では、燃費基準等により100分の1、100分の2、100分の3とするものでございます。次に、12頁の第82条から、16頁の第91条の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う、規定の整備でございます。次に、17頁の附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定を整備するものでございます。具体的には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているとき、町民税所得割の納税義務者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品等の購入費が年間1万2,000円を超える場合には、選択により、その超える部分の金額を年間10万円を限度に所得控除できるものとするものでございます。次に、17頁から18頁にかけての附則第10条の2の改正は、わがまち特例の創設等に伴う固定資産税の特例措置の課税標準等の軽減割合について規定しており、附則第10条の2の第4項は「公害防止用設備に係る下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの」の課税標準を4分の3とするものでございます。第7項は「津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得、又は改良された津波対策の用に供する償却資産」の課税標準を2分の1とし、取得期限を4年延長し、平成32年3月31日までとするものでございます。第10項から第14項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る対象資産の取得期限を2年延長し、平成30年3月31日までとし、第10項では、太陽光発電設備のうち認定発電設備の対象外の設備に係る課税標準を3分の2に、第11項では、風力発電設備に係る課税標準を3分の2に、18頁の第12項では、水力発電設備に係る課税標準を2分の1に、第13項では、地熱

発電設備に係る課税標準を2分の1に、第14項では、バイオマス発電設備に係る課税標準を2分の1にするものでございます。第18項は「都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供するため家屋及び償却資産」の課税標準を5分の4とするものでございます。次に、18頁の附則第15条の2から19頁の附則第15条の5の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定しており、環境性能割の賦課徴収は当分の間、県が行うことによる規定の整備でございます。次に、附則第15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定しており、営業用の3輪以上の軽自動車に対する税率を当分の間、燃費基準等により、100分の0.5、100分の1、100分の2とするものでございます。次に、19頁から21頁にかけての附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定しており、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。軽自動車税のグリーン化特例の1年延長については、現行のグリーン化特例は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪車等で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さなものについて、取得の翌年度分となる平成28年度分の軽自動車税に限り、税率を軽減する特例措置であります。引き続き平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した軽四輪車等についても、取得の翌年度となる平成29年度分の軽自動車税に限り、税率が軽減されるものでございます。次に、22頁から23頁にかけての、第2条による改正につきましては、平成26年伊方町条例第12号の伊方町税条例等の一部を改正する条例でございます。平成26年度税制改正において軽自動車税の税率改正を行い、平成27年度分以

後の年度分について、新税率を適用することとしておりましたが、平成27年度税制改正において適用期間を1年間延長し、平成28年度分以後に適用することとしておりました。附則第6条の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。最後に、24頁から28頁にかけての第3条による改正につきましては、平成27年伊方町条例第25号で改正を行いましたたばこ税に関する経過措置に係るもので、旧3級品の紙巻たばこの特例税率は、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で引き上げることとなっております。これに伴い、旧3級品の紙巻たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、手持品課税を行うことについての規定の整備でございます。なお、この条例は、附則におきまして、施行期日、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に関する経過措置について定めております。主なものの施行期日、経過措置でございますが、法人町民税の法人税割の税率引き下げは、施行期日が平成29年4月1日、経過措置で、施行日以後に開始する事業年度分の法人町民税について適用。軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行期日が平成29年4月1日で経過措置で、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用。軽自動車税の種別割に関する部分は、経過措置で、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用。固定資産税の償却資産に関する部分は、経過措置で、平成28年4月1日以後に新たに取得、又は改良された償却資産で、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用することとなっております。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論あ

りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号「町長の専決処分事項報告について(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定)」は、原案のとおり承認されました。

議案第 53 号

○議長(吉谷友一) 日程第 5「町長の専決処分事項報告について(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)」議案第 53 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○議長(吉谷友一) 町民課長

○町民課長 議案第 53 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、ご報告いたします。本案は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、同日、専決処分をしたものでございます。改正内容は、新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料・新旧対照表の 1 頁をお開き願います。第 2 条につきましては、課税限度額の引き上げでございます。第 2 項の基礎課税分につきましては、2 万円引き上げ、54 万円に、第 3 項の後期高齢者支援金等分につきましては、2 万円引き上げ、19 万円とするものでございます。次に、第 21 条につきましては、低所得者の負担軽減を拡充するための見直しでございます。第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法におきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乗ずる金額を 5,000 円引き上げ、26 万 5,000 円とす

るものでございます。2 頁の第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法におきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乗ずる金額を 1 万円引き上げ、48 万円とするものでございます。なお、この条例は、附則におきまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号「町長の専決処分事項報告について(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)」は、原案のとおり承認されました。

議案第 54 号

○議長(吉谷友一) 日程第 6「町道路線の認定について」議案第 54 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長 議長

○議長(吉谷友一) 産業建設課長

○産業建設課長 議案第 54 号 町道路線の認定について提案理由をご説明いたします。別紙に位置図を付けていますが、場所は与侈過疎農道終点の漁港より約 450m 附近、与侈 1483 番地先を起点に与侈小学校跡地 1430 番地先にいたる赤色で着色している部分の延長約 105m 区間であります。与侈小学校跡地は、地区にとって重要なまとまった平地部であり、土地の有効活用を図ることを目的に今回町道与侈地区内 1 号線として、路線

認定するものであります。ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 大変ありがたいし、たぶん地区も喜んでるんだろうと思います。もう 2、3 年前、以前からこれ要望があったことだろうと思います。ただ 1 点、ここは小学校跡地になつとる関係でここでいろんな行事あるいは、避難時等々が活用できる場所であって、ただ与修地区の集落の形態を考えますとここへ行くまでの間、これは大変地区の国有地等々があっても道幅が狭くてですね、段差整備がほとんどされてない。もし救急車両等々が搬入出きるとなったら、ここで受け入れ体制をしなきゃいけないとなれば、あるいは地区内で高齢者がかなり増えておる状況の中で、車いすが通るような環境整備。これは以前、議会でも要望をさせて頂いた経緯がございます。そういった件にも今後どのように対応していくのか、関連でお答え頂きたい。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長 せっかく今回、町道を整備いたしましたして、この与修小学校跡地につきましての有効利用を図るといふ所でそこに至るまでの導線といたしますか、そういったものへの利用弱者に対するの対応というふうなことだろうと思うんですが、ご存知のようにその急峻な地形を要しとる地域でもございますので、やはり階段とかスロープとかなかなか地形的な制約の中で十分な対応しているものが非常に難しい所もあるんですが、当然避難路という形での整備も過去 3 年間予定して来ております。ただし今後そういった利用状況の中を見て、整備出きるものについては、今後前向きに考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） そのやはり限界集落とは言いませんけど、今の人口の推移を見たり、高齢化率を見たら、その状況緩和しながら、前向きに検討していきます言うのは、何年間ぐらいを目安にしとるのか、結局もうこれ多分地区とか、この地区だけでもない、他の地区からおそらく今の環境であれば救急車両に関しての搬送とかそういった生活に関する要望はかなりあがとるんだろうと僕は思うんですよ。それは旧三崎地区だけではなくて、他の地区にもあると思う。いわゆるこの与修地区を例に取り上げますとね、車いすで自分でどうにか診療診察を受ける場合に行こうとしてもそれだけの道が一本もないし、この際なんで、中央道を集落の中間となるべき所、一本僕は全てを整備する必要性はないと思うんですよ。そうではなくて、この道路まで下りられたら、後は何とか車いすでも行けますよ。緊急車両でもどうですかという感じのいわゆるメインとなる一本横段差のない、高低差のないような道路を作って欲しい。作るべきだと思います。それが結局 3 年程前から言って現在に至って、なおかつ検討します。前向きに検討します。これが答えとしたならば、弱者支援なんていうのは程遠いと僕は思うんですよ。今の時点ではある程度これはやっとして、おそらく小学校跡地向けて出来ました。町もやろうとしていただきました。ある一部の地権者が反対で用地を買収出来ませんという形の流れで今回ご無理をしていただいて、また作って頂いた。そういうことは、良しとしてであると思うんですよ。しかしながら、構想が出来てないというのが、一番僕は悪いと思うんですよ。やはり町民を生活レベルに応じて安心を与えて行くのが行政の役目でもあるし、そういった流れの中で、いついつまでにこれしたいんですよ。この方向で行きたいんですよって言うのを形ある図

面に示して行きたい。その過程において当然用地が購入できない問題が生じてくるだろうと思います。そういうそういったものを解決策に時間をくうっていうのは、これは地区においてもいたし方ないんですよ、と思う。だけど、元々その構想自体を何年、何年って訳も分からない間延ばされるとこれは町民としては、行政に対する不信感あるいは諦めっていうものが僕は出てくると思うんです。ですから、もう1日も早くですね、1つの青写真を検討していただきたい。そうしないと地区住民、ここはもちろん、町内もですよ、町内住民から要望があってもそれに対する安心感を与える義務を果たすことができないんじゃないかと思っておりますんで、なるべくですね、なるべくじゃない早急にですね、これは地区環境見直しをしていただきたい。それは何年も前からの今の状況を把握しなきゃいけないというのは、要望して参ったつもりです。そういった中でやっぱりこの件に関してこの地区を代表するようにこういう所は多くありますので、もう少しスピーディーに青写真を描くような方向でいていただきたい。このように要望して終わります。

○議長（吉谷友一） 答弁よろしいですか。

○議員（阿部吉馬） いいです。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第54号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第54号「町道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第55号

○議長（吉谷友一） 日程第7「伊方町教育委員会

委員の任命について」議案第55号を議題といたします。議案を書記に配布させます。提案理由の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 議案第55号 伊方町教育委員会委員の任命について提案理由をご説明いたします。今回提案の阿部勇二氏は、昭和38年1月生まれの53歳で、昭和56年3月県立三崎高等学校を卒業の後、町内において漁業に従事されております。これまで、学校教育の分野では、町立串小学校PTA会長、町PTA連合会長、西宇和郡PTA連合会副会長、三崎高等学校PTA会長など、PTA活動に積極的に取り組まれた他、社会教育の分野では、体育指導員や自治公民館主事、その他少年警察共助員、地域審議会委員、環境審議会委員、総合計画審議会会長としてご活躍をいただいております。このような経歴をお持ちであり、教育委員として適任であり、選任いたしたく今回ご提案申し上げた次第でございます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第55号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

閉会宣告

○議長（吉谷友一） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。これもちまして、伊方町議会第41回臨時会を閉会いた

します。お疲れ様でした。

(閉会 10時41分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員